

令和3年度 きよせカレッジ(後期)

地域社会で幅広い学びと出会いの場を提供し、市民の生涯学習を応援します。市内在住・在勤の方(歌声喫茶のみ40歳以上の方)。応募者多数の場合は抽選。結果は、9月24日(金)までに発送予定です。日下表のとおり場生涯学習センター他甲問9月17日(当日消印有効)までに往復はがきに必要事項を記入し(記入例参照)、生涯学習スポーツ課生涯学習係☎042-497-1815へ

【往復はがき記入例】

往信用(裏)	往信用(表)
きよせカレッジ(後期)参加申込書 1.希望するすべての講座番号・講座名 2.住所 3.氏名(フリガナ) 4.年齢 5.電話番号	〒204-8511 清瀬市中里5-1-8 4 2 生涯学習スポーツ課

※返信用の表には、申込み者の住所・氏名を記入。1人1枚の往復はがきで申込み。

講座番号・講座名・講師	日時	内容・定員
①秋を彩る生きものたち～清瀬周辺の自然 講師 森田善朗氏	10月7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木)いずれも午前10時～正午(全4回)	松山・中里緑地保全地域や金山緑地公園を歩き、自然観察をします。定員12人
②ハロウィンおりがみ 講師 桑原妙子氏	10月5日(火)・12日(火)・19日(火)・26日(火)いずれも午後2時～4時(全4回)	ハロウィンにちなんだおりがみを折ります。定員21人 費1,000円(材料費)
③歌声喫茶1 講師 島袋良彦氏 【伴奏】中村知子氏	10月13日(水)・27日(水)、11月3日(水)いずれも午後2時～4時(全3回)	当時の歌をみんなで楽しく歌って健康増進!
④歌声喫茶2 講師 島袋良彦氏 【伴奏】中村知子氏	12月1日(水)・15日(水)、1月12日(水)いずれも午後2時～4時(全3回)	歌声喫茶1、2いずれも定員40人

※歌声喫茶1と2は、どちらか一方のみの応募とします。

清瀬市・立科町 友好交流都市 促進事業 秋さやが! 立科自然観察ウォーキングツアー

秋風そよぐ10月の立科には、清瀬では見られない高原ならではの植物や生きもの、そして夜空には星がいっぱい! ゴンドラリフト乗車体験や、星空観察会も行います。ガイドと一緒に神秘的な御柱の森や御泉水自然園を歩いて、秋の魅力に彩られた立科を発見しに行きませんか。市内在住の方(未就学児は不可)。先着15人 日10月2日(土)午前6時50分～3日(日)午後6時ごろ【集合・解散】クレアビル前【宿泊場所】清瀬市立科山荘 費おとな=14,570円、小

学生=8,740円(1泊4食) ※支払いは現金のみ。 ※別途夕食時の飲み物代。 甲問9月1日午前9時から直接または電話で生涯学習スポーツ課生涯学習係☎042-497-1815(平日のみ、午後5時まで)へ



ウォーキングコースの様子

消費生活相談の現場から

送りつけ商法

直ちに処分できるようになりました

海外から送られてくる草木の種、パルスオキシメーター、化粧品など目的が分からないもの、コロナ禍においてはマスク、あるいは断っているにも関わらず振込用紙とともに送りつけられるカニなど、売買契約に基づかないいわゆる「送りつけ商法」について、特定商取引に関する法律の改正規定が、7月6日に施行されました。

- Q.どこが一番変わりましたか?
A.注文や契約をしていない商品が送付された場合、今までは引き取り請求をしてからは7日間、送付があった日から14日間経過するまでは、その商品を処分することができませんでした。今回の改正では送りつけられた商品はただちに処分することができるようになりました。
- Q.身に覚えのない商品を処分した場合、後から代金を請求されませんか?
A.事業者が一方向的に送付した商品



- については、消費者が開封や処分をしても消費者に支払い義務が生じることはありません。
- Q.契約をしていない商品を処分したあと、お金を払ってしまった場合、お金は返ってきますか?
A.支払い義務があるものと誤解して代金を支払った場合、金銭の返還を請求することができます。
- Q.海外から送付されてきた商品にも同じ対応でいいですか?
A.海外から日本国内に居住する消費者に送られた商品についても、この法律は適用されます。
- 問消費生活センター☎042-495-6212(相談専用)

敬老祝金について

市では敬老の日に際し、長寿を祝うとともに長年にわたる社会的貢献に感謝するため、敬老祝金を支給しています。令和3年度は令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問による支給を取りやめ、口座振込による支給といたします。対象の方にはすでにご案内をしています。忘れずに申請をしてください。

問8月1日現在、市内に住民登録があり令和3年12月31日時点で満88歳(昭和8年生まれ)、満100歳(大正10年生まれ)、満101歳以上(大正9年以前生まれ)の方 【支給額】満88歳=5,000円、満100歳=30,000円、満101歳以上=10,000円 問福祉総務課 福祉総務係☎042-497-2056



敬老大会について

例年9月中旬～下旬に行っていた敬老大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度も昨年と同様、中止とさせて

いただきます。ご理解のほどよろしく申し上げます。問福祉総務課福祉総務係☎042-497-2056

9月9日は救急の日 9月5日～11日は救急医療期間

- ◆「#7119」「救急受診ガイド」を活用しよう!
救急車を呼ぶか迷ったときや診察可能な医療機関がわからない場合は、東京消防庁救急相談センター「#7119」をご利用ください。救急要請の要否や救急隊到着までの応急手当に関するアドバイス、医療機関のご案内をします。緊急度の自己判断ができる「東京版救急受診ガイド」もあわせてご活用ください。
- ◆応急手当の知識を身につけよう!
バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)が応急手当を実施す

ることで救われる命があります。清瀬消防署では、毎月救命講習を実施しています。ぜひ受講してください。

◆東京消防庁公式アプリ
東京消防庁公式アプリには、もしもの時に役立つ心肺蘇生法や胸骨圧迫を安全にリードするテンボ音など、応急手当で活用できるコンテンツがあります。ぜひダウンロードしてください。

問清瀬消防署☎042-491-0119



東京版救急受診ガイド



東京消防庁公式アプリ(ios版)



東京消防庁公式アプリ(アンドロイド版)

「情報公開制度」と「保有個人情報開示制度」

- ①情報公開制度とは
市が保管・保存する文書を対象に公開する制度です。請求された情報は、個人情報や個人財産の保全などの理由を除き、原則すべて公開されます。
- ②保有個人情報開示制度
- ③保有特定個人情報開示制度とは
市が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる制度です。個人情報にマイナンバーを含まないものが②保有個人情報、含むものが③保有特定個人情報です。【開示決定】原則請求を受け

た日の翌日から14日以内(保有特定個人情報の開示請求については30日以内)に開示・一部開示・非開示の決定を行い、決定通知書で通知します【手数料】無料(写しの作成費用や郵送料は実費負担) 【請求方法】①は直接窓口または郵送、ファクスで、②③は本人であることを証明できる書類(運転免許証や健康保険被保険者証など)を、②は1点、③は2点持参し、直接総務課文書法制係へ 問総務課文書法制係☎042-497-2031

オンブズパーソン制度をご利用ください

市政に関する苦情を民間の有識者が調査し、必要に応じて是正の勧告を行います。市の施策や職員の対応などに不満をお持ちの方は、市内公共施設または市ホームページにある「苦情申立書」に必要事項を記入し、オンブズパーソン事務局(総務課文書法制係)に

申し立て(郵送・ファクスも可)をしてください。 処理結果は、行政資料コーナーや市ホームページで閲覧できます。【オンブズパーソン】秋山一弘(弁護士)、川上俊宏(弁護士) 問総務課文書法制係☎042-497-2031 問042-492-2415